

令和4年度 第2回 国民健康保険運営協議会 議事概要

- 1 日時 令和4年12月27日(火) (開会) 午後1時30分
- 2 場所 知立市役所 3階 第2・3会議室
- 3 出席委員(10名)
 

公益代表	竹本 有基	田中 寛孝	野村 茂弘	清水 辰夫
医療機関代表	宮本 史生	塚本 幸夫		
被保険者代表	河村 京子	鈴木 民樹	苅部 美恵	松井 敬一

 欠席委員(2名)
 

医療機関代表	神谷 雅人	近藤 由幸	
--------	-------	-------	--
- 4 事務局
 

保健健康部長	市川 敏一
国保医療課長	河合 圭太
国保年金係長	加藤 智也
国保年金係 主事	仙田 春樹
- 5 議題
  - 1 国民健康保険税の改正について
    - 課税限度額の引き上げについて
    - 令和5年度税率等の改正について
  - 2 今後の対策について
    - 低所得者に対する知立市の独自軽減について
- 6 報告事項
  - 1 出産育児一時金の増額について
  - 2 法定軽減判定所得額の改正について
- 7 概要

議題1 国民健康保険税の改正について

(1) 課税限度額の引き上げについて

地方税法施行例改正に伴い、令和5年度以降の国民健康保険税のうち後期高齢者支援金分の課税限度額を20万円から22万円に引き上げたい。

【主な意見・質疑応答】

	委員	限度額超過世帯1.51%とはどのような意味か。
	事務局	国民健康保険税の医療分・後期高齢者支援分・介護分を合わせた限度額を超える世帯が被保険者世帯のうち1.51%を占めるという意味です。社会保険では国民健康保険の限度額にあたる最高等級が占める割合を0.5%~1.5%になるよう法定されています。
	委員	1.51%では法定の率を超えていないか。
	事務局	1.51%は超過していますが、容認されている数値です。

(2) 令和5年度税率等の改正について

国民健康保険税のうち、医療分の所得割税率を現状の5.2%から5.44%に、均等割額を22,200円から24,200円に、平等割額を15,800円にそれぞれ引き上げることを検討したい。  
また、令和6年度より必要に応じて、税率等引き上げ上限額を年3.7%から段階的に引き上げることを検討したい。

**【主な意見・質疑応答】**

委員	税率等引上げを抑制するため、基金を使い切ってはいけないのか。
事務局	令和3年度、4年度は税率等を据え置くために基金を使用しました。今後の有事に備えて、基金は残すべきと考えております。
委員	令和3年度、4年度に税率等を据え置いたし寄せが来ているのではないか。
事務局	令和3年度、4年度はコロナ禍にあり、基金の積立てを見据えた税率等の引き上げは運営協議会の中でも検討されませんでした。
委員	コロナ禍は終わっていないと考えるが、この時期に引き上げるに至った原因は。
事務局	被保険者数および被保険者所得が減少している反面、県への納付金額が増えていることが原因と考えております。

(3) 低所得者に対する知立市の独自軽減について

独自軽減の対象者は令和4年本算定時点で5,143人、軽減された税額で8,939,990円となっている。  
独自軽減の適用から10年となる令和5年度までで廃止すると答申をいただいているため、中間報告である。

**【主な意見・質疑応答】**

※訂正が必要と思われる箇所について、特に意見等はなし。

報告事項1 出産育児一時金の増額について

法改正に伴い、出産育児一時金の支給額を現行の42万円から50万円とする。  
令和5年4月1日以降の出産から適用となる。

**【主な意見・質疑応答】**

※訂正が必要と思われる箇所について、特に意見等はなし。

報告事項2 法定軽減判定所得額の改正について

税制大綱の公布により、令和5年年度から低所得にかかる法定軽減の対象者が拡大される。軽減の判定に用いる算出式のうち、世帯人数にかける金額として5割軽減では28.5万円から5,000円増額し29万円に、2割軽減では52万円から1.5万円増額し53.5万円に引き上げる

【主な意見・質疑応答】

※訂正が必要と思われる箇所について、特に意見等はなし。